

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

長崎大学生生活協同組合は、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日～2027年3月31日までの3年間

### 2. 内容

#### 目標 1

育児休業制度をはじめ、両立支援制度の利用をすすめるために周知を実施する。

<目標達成のための対策>

2024年4月～ 育児休業制度および相談窓口の周知を図る

2024年8月 全職員会議で周知する（毎年実施）

#### 目標 2

所定外労働削減および年次有給休暇の取得推進の為、責任者によるプロジェクトチーム活動を継続し、働き方の見直し活動を実施する。

<目標達成のための対策>

2024年4月～ 働き方見直しプロジェクトを実施する（継続／毎月）

※当面の主なテーマは、2024年1月から導入した「時間単位の年次有給休暇」取得推進と、ノー残業デーの検討とする。

#### 目標 3

所定外労働削減の為、ノー残業デーを月に2日以上設定し、実施する。

<目標達成のための対策>

2024年4月～ 所定外労働の現状を把握、分析する

2024年6月～ プロジェクトでの検討を開始する

2024年8月～ ノー残業デーを実施する

※責任者会議（毎月）及び社会通知により職員に周知する。